

平成28年12月15日

審査申立人

和多田 惇 殿

鶴岡検察審査会



議決の要旨について（通知）

被疑者五十嵐幸枝に対する信用毀損被疑事件につきされた不起訴処分の当否に関する審査事件について、当検察審査会は平成28年12月14日に議決しましたから、その要旨を別添のとおり送付します。

添付書類

議決の要旨 1部

平成28年鶴岡検察審査会審査事件（申立）第2号

申立書記載罪名 信用毀損，業務妨害

検察官裁定罪名 信用毀損

検察審査会認定罪名 信用毀損

議決年月日 平成28年12月14日

議 決 の 要 旨

審査申立人

（氏名） 和多田 惇

被疑者

（氏名） 五十嵐 幸 枝

不起訴処分をした検察官

（官職氏名） 山形地方検察庁鶴岡支部

検察官検事 海 津 秀 貴

上記被疑者に対する信用毀損被疑事件（山形地方検察庁鶴岡支部平成28年検第100068号）につき，平成28年7月29日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し，当検察審査会は，上記申立人の申立てにより審査を行い，次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分は相当である。

議 決 の 理 由

1 被疑事実の要旨

被疑者五十嵐幸枝は，一般社団法人山形県中小企業診断協会の代表理事を務めており，かねてから同協会の会員である和多田惇（当時74歳）と同協会の運営等を巡りトラブルになっていたものであるが，平成26年1月17日，山形市幸町5番22号所在の株式会社大庄「日本海庄や山形駅前店」で開催され

た同協会の研修会兼新年懇親会の際、永岡仁ほか4名の面前にいる状態で、前記和多田に対し、「近所の人にもちゃんと変な人がいるから気を付けて下さいよって、気持ちの悪いことはやめて下さい。警察の人にも言いましたよ。」などと申し向けて虚偽の風説を流布し、もって前記和多田の信用を毀損したものである。

2 検察審査会の判断

本件不起訴記録並びに審査申立書、資料等を精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。

平成28年12月14日

鶴岡検察審査会

